

名古屋市告示第493号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から名古屋市公共下水道平田水処理センター事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和7年10月2日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市上下水道局長 酒井 雄一

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市公共下水道 平田水処理センター

下水道終末処理場の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市西区丸野二丁目地内

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

令和7年9月19日（金）

5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市西区花の木二丁目18番 1 号

西区役所

ウ 名古屋市西区八筋町3 5 8番地の 2

西区役所山田支所 (以下「山田支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和 7 年10月 2 日 (木) から同月16日 (木) まで。ただし、地域環境対策課、西区役所及び山田支所にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第1 7 8号) に規定する休日を、環境学習センターにあつては10月 6 日 (月) 及び同月14日 (火) を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、西区役所及び山田支所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課